

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	公営住宅等管理事務における個人番号の利用について
----	--------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：都市計画部住宅課)

公営住宅等管理事務における個人番号の利用について

区では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、公営住宅等管理事務に個人番号を利用している。

このたび、新宿区立住宅管理条例等の改正により、公営住宅等管理事務について一部事務を追加し、当該事務で個人番号を利用することとしたことから、当該事務、特定個人情報保護評価及び事務処理に必要な庁内連携情報項目について本審議会へ報告する。

1 新たな個人番号利用事務

新宿区立住宅管理条例第 19 条第 4 項前段に規定する調査に関する事務（認知症等により収入報告をすることが困難な区立住宅入居者について、当該報告の義務を免除し、必要な調査を行うことにより入居者の収入の状況を把握する事務。以下「収入状況調査事務」という。）

2 個人番号利用事務を追加した理由

「公営住宅法」及び「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」が改正され、「認知症等により収入報告をすることが困難な公営住宅入居者について、当該報告の義務を免除し、必要な調査を行うことにより入居者の収入の状況を把握する事務」が、個人番号利用事務として法定された。

区立住宅の内、公営住宅法に基づかず設置された住宅についても、同様の事務処理が行えるように、新宿区立住宅管理条例及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を改正して、収入状況調査事務を個人番号利用事務に追加した。（資料 4 1 - 1）

3 特定個人情報保護評価及び庁内連携について

公営住宅等管理事務においては、番号法により平成 28 年 1 月より個人番号の利用を開始しているため、特定個人情報保護評価を実施し、平成 27 年度第 6 回本審議会です承を受けている。このたび、公営住宅等管理事務について収入状況調査事務を追加するものの、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要」の変更にはあたらないため、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の内容は変更しない。（参考 4 1 - 1）

また、公営住宅等管理事務においては、既に平成 28 年 1 月より庁内連携を行っており、平成 27 年度第 6 回本審議会です承を受けている。このたび、公営住宅等管理事務について収入状況調査事務を追加するものの、庁内連携の内容に変更がないため、庁内連携・他機関情報連携一覧の内容は変更しない。（参考 4 1 - 2）

4 利用開始時期

平成 29 年 10 月 16 日

※ 「新宿区立住宅管理条例」及び「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」改正の施行日